

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市 / 打出 / 芦屋 / 財産区共有財産管理委員会	/ 打出 / 芦屋 / 両財産区で共有する財産の管理及び処分に関する事項についての調査審議	15人以内	それぞれの財産区の区域内に3年以上住所を有する者で市議会議員の被選挙権を有するもの	4年(財産区の区域外に住所を移した場合又は市議会議員の被選挙権を失った場合は、委員の職を失う。)

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。